

議案第72号

あきる野市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年11月29日

提出者 あきる野市長 澤井敏和

提案理由

公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部改正等に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市営住宅条例の一部を改正する条例

あきる野市営住宅条例（平成9年あきる野市条例第19号）の一部を次のように改正する。
第6条第3項第4号中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

第13条第2項中「第10条」を「第11条」に改める。

第14条第1項中「同居していた者は」の次に「、公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより」を加える。

第15条第1項ただし書中「請求を」を「報告の請求を」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 市営住宅の入居者（公営住宅法施行規則第8条に定める者に限る。第33条第3項において同じ。）が収入の申告及び第38条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、市長は、前項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第16条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市営住宅の入居者が第1項の規定に該当する場合において収入の申告及び第38条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、市長は、第15条第2項の規定及び前2項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の使用料を、毎年度、令第8条第3項により準用する同条第2項で定めるところにより、公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第41条及び第42条中「第15条第1項」の次に「若しくは第2項」を、「第33条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。